

美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「3号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う管理区域図の一部変更」

平成31年2月26日
関西電力株式会社

申請内容および理由

美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事完了に伴う管理区域図の一部変更

理由：美浜発電所3号炉燃料取替用水タンク取替工事に伴い、タンクエリアの管理区域を一部解除していたが、工事完了に伴い当該箇所を管理区域として再度設定するため、管理区域図の変更を行う。

申請実績

平成31年1月29日 申請

2. 保安規定変更(管理区域図変更)概要について

管理区域の変更概要

- ① : 旧燃料取替用水タンクを撤去し、タンクエリアの管理区域を一部解除する。(平成29年9月15日申請、平成30年1月10日認可)
- ② : 今回、基礎工事が完了し、新燃料取替用水タンクに取替えるため、一度解除した管理区域を再度設定する。

平成30年1月10日以前(施行前)

現在

本変更認可(施行)後



① : タンクエリアの管理区域を一部解除

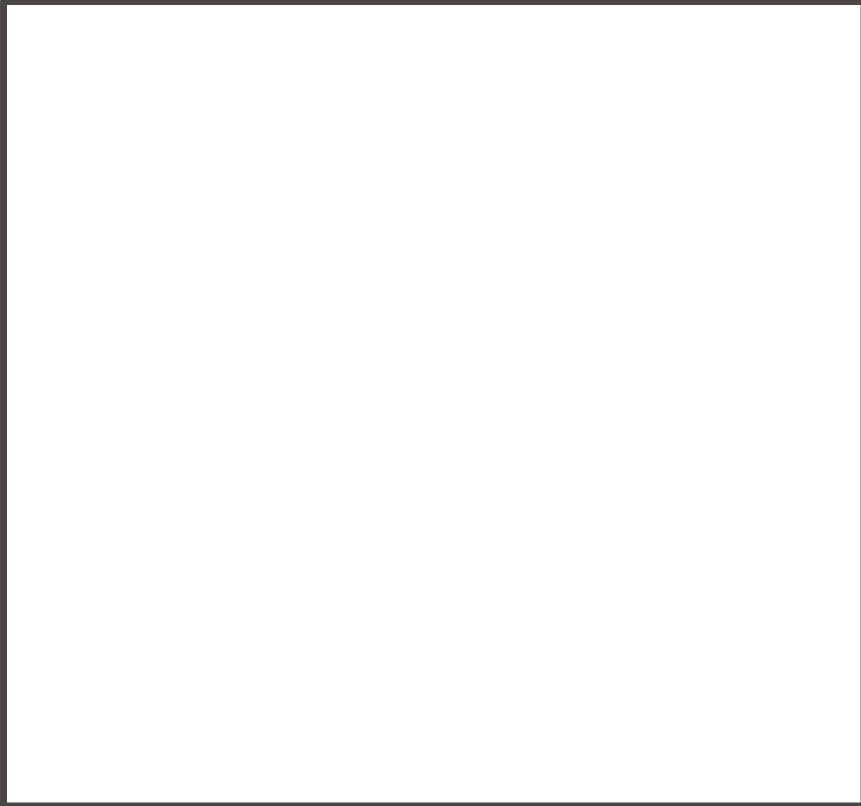

② : タンクエリアを管理区域に再度設定

【参考】燃料取替用水タンク取替工事 概要

基準地震動の見直しを踏まえ、燃料取替用水タンクの胴板（座屈）及び基礎ボルトに対する耐震性を確保する観点から既設タンク撤去後に板厚増タンクに取替えを実施する。

3. 保安規定変更箇所について

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 添付2 管理区域図（第105条および第106条関連）

変更前	変更後
	

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。